



薬剤師資格証について

厚生労働省補助事業 保健医療福祉分野の公開鍵基盤HPKIセミナー

日本薬剤師会 医薬情報管理部
河野 行満

2018/01/20

本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証の発行に至るまで
2. 都道府県薬剤師会との連携
3. 申請から発行までの流れ
4. 今後の検討課題

- 1. 薬剤師資格証の発行に至るまで**
2. 都道府県薬剤師会との連携
3. 申請から発行までの流れ
4. 今後の検討課題

薬剤師電子証明書発行までの経緯

▼薬剤師電子証明書の発行

- 平成18年 平成17年の厚労省CP策定を受け、薬剤師HPKI認証局の構築に向けた基礎検討を開始した。
- 同年、日医より医療職能団体電子署名基盤構想（HPKIに関わる設備の転用・共用を三師会で可能とする枠組み）が打ち出される。
- 平成19年 上記構想案の検討に参画
- 平成24年 厚生労働省「シームレスな健康情報活用基盤実証事業」における処方箋の電磁的な交付を検証するために、薬剤師HPKI認証局（仮運用）を立ちあげ、実証事業用には、薬剤師電子証明書（仮）を発行した。
- このまま、準拠性監査に進む予定であったが・・・

薬剤師資格証発行までの経緯

▼ 薬剤師電子証明書と薬剤師資格証の一体的運用

- 平成25年 日医は、なりすまし医師等への対策等を目的として、医師資格保有者であることを医師電子証明書の「ICカード」の券面に記載し、これを「医師資格証」とし、発行を開始した（⇒医師資格証と医師HPKIカードの一体的運用）。
- 平成26年 日医の流れを受け、本会でも薬剤師電子証明書と薬剤師資格証の一体的運用に向けた作業を開始。
- 同11月 医療ICTの進展に鑑み、希望者への発行から、少なくとも日薬会員全員に薬剤師資格証を発行する方向に方針転換。**注）会員外にも発行します。**
- 発行フローや運用管理手順、事務取扱要領の書き換え

日本薬剤師会認証局の現況

- 平成28年 3月 厚労省準拠性審査
- 平成28年 4月 厚労省より認証局設置承認
- 平成28年 6月 薬剤師資格証用ICカード発注
- 平成28年 8月 Web申請支援システム、審査管理システム等の発注



- 平成29年 1月 ICカード納品
- 平成29年 2月 料金収納スキーム確定
- 平成29年 3月 薬剤師資格証の価格決定
- 平成29年 3月末 本会役員への発行開始

すでに発行を開始しています

- 2016年度末に、会長・副会長・常務理事を対象に発行開始
- 2017年4月、理事及び担当委員会（情報システム検討委委員会）に対象を拡大
- 当面、① 地域医療情報連携等に利用する都道府県薬、② 日薬の委員会・部会の委員・幹事等、に対象を拡大し、運用ノウハウを蓄積する予定
- 2017年9月6日、全国会議開催しました。

薬剤師資格証



- 券面表記：薬剤師資格証
- 薬剤師免許証記載事項等を記載
- 顔写真あり
- 「薬剤師であることを証する」との記載
- 電子証明書をICチップ内に格納
- 有効期限記載あり

薬剤師資格証のサンプル



「薬剤師」であることを証明

事業スケジュール

H27年度

- ・ HPKI認証局の構築 H28.3 厚労省準拠性審査

準備

H28年度

- ・ 薬剤師資格証発行体制の確立 H28.4 設置承認

発行開始
200枚程度

H29年度

- ・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への周知
- ・ 全国会議の開催(9月6日)

発行開始
400枚程度

H30年度

- ・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への対応

発行継続
3000枚程度

H31年度

- ・ 本格的発行の開始(約2万枚/年)
- ・ 5年後のH35年度までに計10万枚程を発行

本格発行※
2万枚/年

※ ①厚労省CPに従い薬剤師資格証の有効期限を5年とした(5年毎にカード更新)、②カード更新時には、事務作業が必要であり、年間の発行枚数に多寡があると体制整備が難しい、等に鑑み、カード有効期間内に会員約10万人を処理する一定数として算出した(5年で約10万枚)。

本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証の発行に至るまで
- 2. 都道府県薬剤師会との連携**
3. 申請から発行までの流れ
4. 今後の検討課題

薬剤師資格証発行に対する基本的な考え方

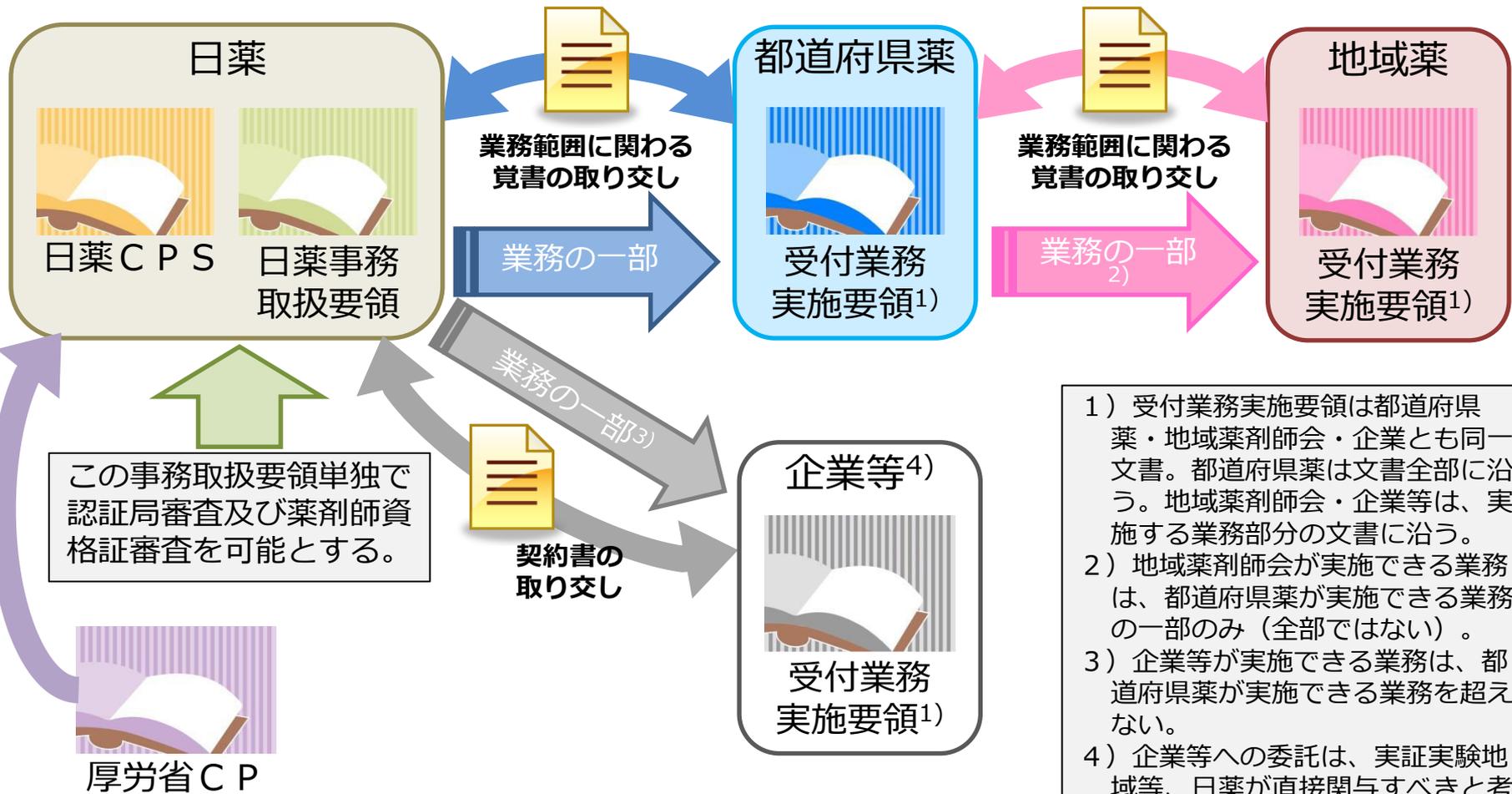


■ 基本的な考え方

- 「薬剤師資格証」とは、所持する人が薬剤師であることを証明する「物」とであると同時に、内蔵する I C チップに電子的な H P K I（保健医療福祉分野公開鍵基盤）証明書を含め、電子署名等にも利用できる物である。
- 電子署名は、電子処方箋への署名（電子署名）に必須である。また、「物」としては、大規模災害時等に薬剤師資格を示すこと等が可能と考えられる。
- そのため、**信頼性を担保し、「偽」薬剤師に発行しないために、申請受付には、対面での本人確認・資格確認作業が必須である。**
 - ✓ 薬剤師免許証の「すかし」や、裏書きの確認には対面が必須
 - ✓ 顔写真と本人の同等性を確保するためにも対面が必須
- その役は都道府県薬剤師会しか担えない。**
 - ✓ 一部業務を地区薬剤師会等に再委託できる仕組みも検討



日薬CPS&事務取扱要領構成概要



- 1) 受付業務実施要領は都道府県薬・地域薬剤師会・企業とも同一文書。都道府県薬は文書全部に沿う。地域薬剤師会・企業等は、実施する業務部分の文書に沿う。
- 2) 地域薬剤師会が実施できる業務は、都道府県薬が実施できる業務の一部のみ（全部ではない）。
- 3) 企業等が実施できる業務は、都道府県薬が実施できる業務を超えない。
- 4) 企業等への委託は、実証実験地域等、日薬が直接関与すべきと考えられる場合を想定。

書類審査プロセスの分担



	都道府 県薬	地域 薬
▼受付（申請者本人がいる間に行わなければならない業務）		
申請区分の（口頭での）確認	○	○
チェックリストに基づく書類の取揃えの確認	○	○
本人確認書類（パスポート・運転免許証等）での本人確認	○	○
薬剤師免許証が偽物でないかの確認（実物の場合）	○	○
本人確認書類と薬剤師免許証（実物の場合）のコピー	○	○
▼内容確認（必ずしも申請者本人がいる必要のない業務）		
申請書の記載と各種書類の記載に差異がないか確認	○	○
書類の取揃えと内容の再確認（ダブルチェック）	○	—
▼日薬に書類を送付		
受け付けた書類・写真等を日薬に送付	○	—

申請書類確認手順（一般的な流れ）



0. 薬剤師資格証に記載したい氏名、本人確認書類、薬剤師免許が現姓かを確認

- どれか1つにでも旧姓・旧名、通名があれば、最終ページを参照

1. 申請者は本人？（代理人不可）

- 申請者が本人か本人確認書類※で確認

2. 薬剤師免許証は原本？

有効期限確認！

- 「すかし」を確認（厚生省or厚生労働省）
- 複写の時は実印押印と印鑑証明が必要
- 印影の確認
- 複写は原則、原寸大

有効期限 & 住民票住所との一致確認！

3. 複写

- 本人確認書類の複写
 - 原寸大で複写（拡大複写も可）
- 薬剤師免許証の複写（原本提示の時）
 - 裏面に記載があれば裏面も複写
 - 原則、原寸大

有効期限確認！

4. 付帯書類の確認

- 本人確認書類、薬剤師免許証、住民票、（印鑑証明）の氏名と生年月日の一致を確認

5. 申請書の確認

- 署名、暗証番号の追記を確認
 - 訂正は認められません。
- 顔写真が本人確認書類と同等か確認

6. 申請書と薬剤師免許証で確認

- 薬剤師名簿登録番号の一致を確認
 - 外国籍の場合は番号の頭に「F」を付ける
- 薬剤師名簿登録年月日の一致を確認

7. 申請書と住民票で確認

- 氏名の一致を確認
- ローマ字の妥当性を確認
 - 氏名とも1文字目のみ大文字
 - 原則、ヘボン式ローマ字
- 生年月日、性別の一致を確認
- 住所の一致を確認

8. 一回目の確認終了

- 申請書LRA確認欄(1回目)※に日付・署名/印
- 一人分ずつ、クリアファイル・封筒・クリップ等でバラけないよう、まとめる(ホチキス禁)。

9. ダブルチェック

- 書類のダブルチェック(4～7を繰り返す)
- 申請書LRA確認欄(2回目)※に日付・署名/印

10. 日薬への送付

- 送付状※に何人分送るかと担当者を記入
- 配達状況が追跡可能な方法※で送付

本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証の発行に至るまで
2. 都道府県薬剤師会との連携
- 3. 申請から発行までの流れ**
4. 今後の検討課題

薬剤師資格証発行までの全般的な流れ



日薬

申請者

都道府県
(地域)薬



薬剤師資格証
申請書作成支援
サービス

(インターネット上の
専用ホームページ)

情報入力
①

- 最低限必要な書類
- ・申請書
- ・住民票
- ・本人確認書類
- ・薬剤師免許証
- ・顔写真

書類等の持参

②

薬剤師資格
証が届く
⑤

結果通知
③

④
入金



③
チェック後、
日薬に送付

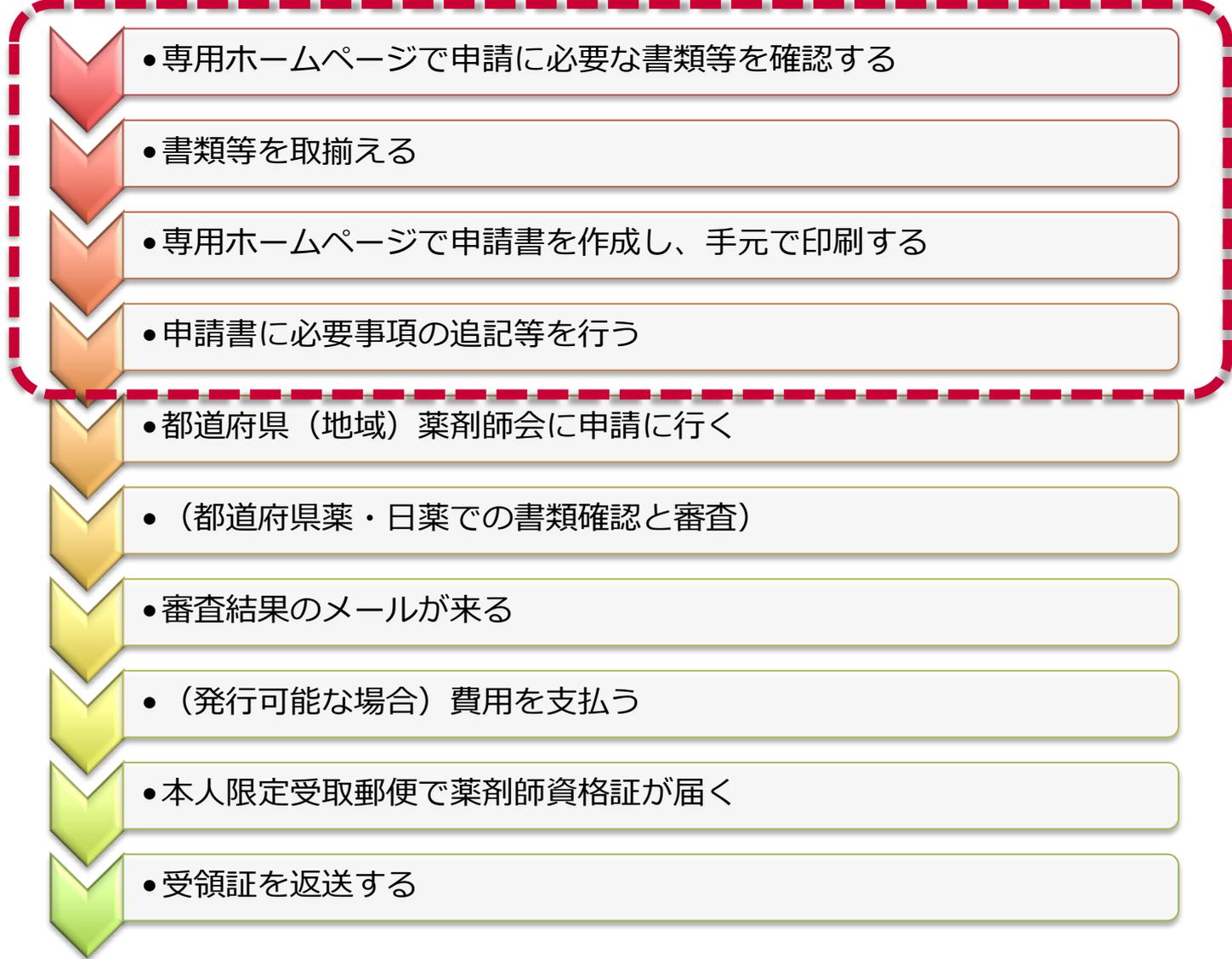
④' 薬剤師資格証印刷、送付

③' 再チェック



日本薬剤師会

薬剤師資格証発行までの全般的な流れ



① 申請者による情報入力

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

このホームページは、日本薬剤師会が発行する薬剤師資格証の申請に必要な書類等の確認と、申請書の作成を支援するためのホームページです。

本サービスで動作確認しているブラウザは以下となります。

- ・ Microsoft Internet Explorer11

通信欄

2017年2月14日 試験運用を開始しました。

■ 薬剤師資格証 準備から発行(利用開始)までの全体の流れ

1. 下の「1.申請前の準備」で申請に必要な書類等を確認する。
2. 結果(チェックリスト)を元に必要書類等を取揃える。
3. 「2.申請書の作成」に進み、メールアドレスを登録する。
4. 届いたメールのURLをクリック(30分以内)して、入力画面に進む。
5. 必要書類を参考に、申請に必要な事項を入力する。
6. 入力済みの申請書等をダウンロードする。
7. 申請書に追記等を行う(暗証番号の記入、署名、顔写真貼付)。
8. 都道府県(地域)薬剤師会に申請に行く。
9. 都道府県(地域)薬・日薬での書類確認と審査。
10. 審査結果のメールが来る。
11. (発行可能な場合)費用を支払う(クレジットカードまたはコンビニ払い)。
12. 本人限定受取郵便で薬剤師資格証が届く。
13. 受領証を返送する。

1.申請前の準備

最初に、「1.申請前の準備」で、申請に必要な書類等を確認してください。
確認の最後に、必要書類一覧が表示されますので、画面を印刷するなどして保存されることをお勧めします。

① 申請前の準備

申請者は本会が準備する専用Web画面より、

✓ 申請に必要なとなる書類の確認

を行って、必要な書類を確認します。その後、

✓ 発行申請書の作成を行います。

申請に必要なとなる書類の確認

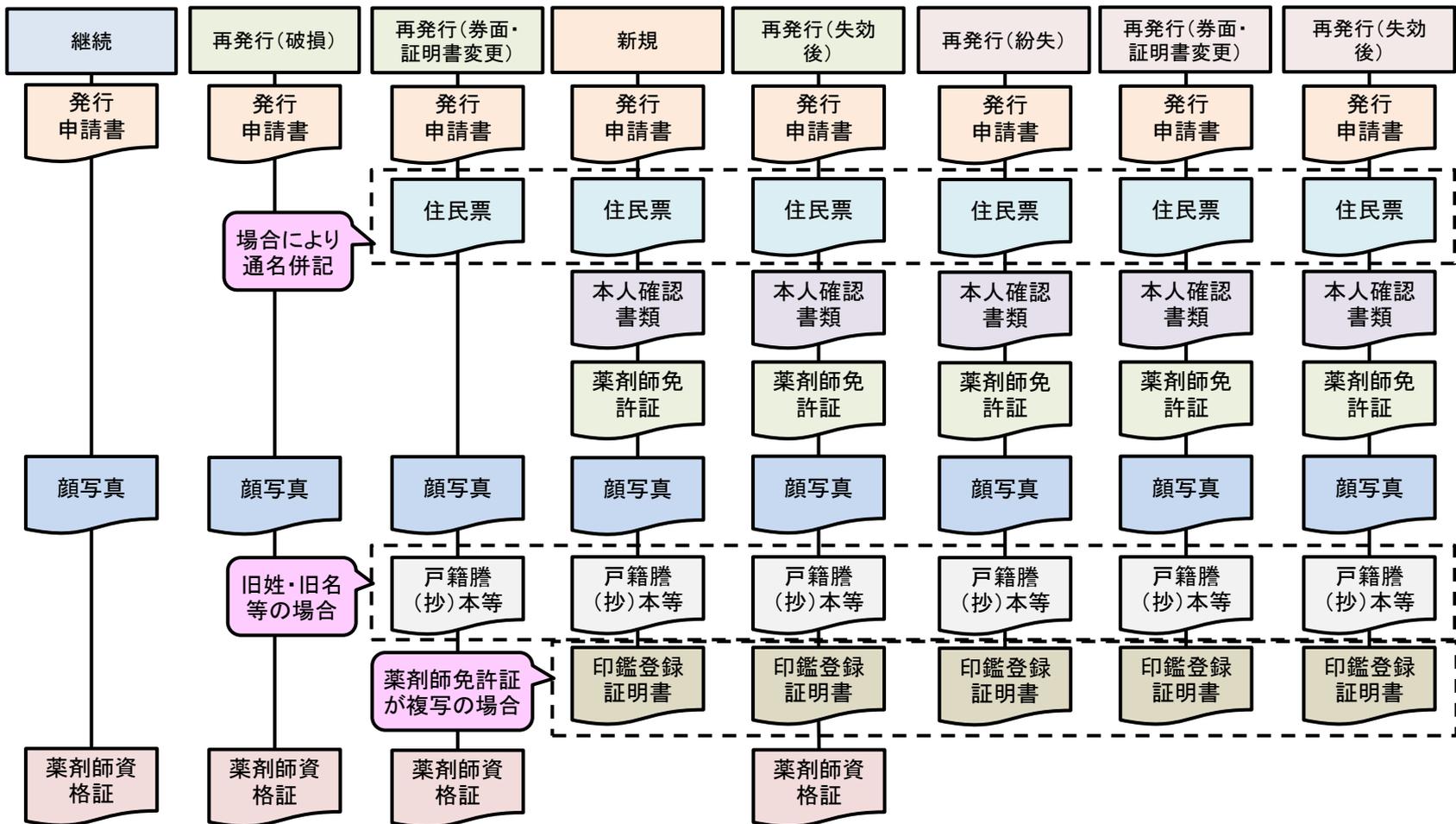
なぜ最初に書類の確認が必要なのか？

申請に必要な書類は**全員同じではなく、条件により一部が変わります**。(例：薬剤師資格証に旧姓を記載したい場合や、薬剤師免許証はコピーを持参したい場合など。)



書類の不備等を防ぐため、Web画面ではまず、申請者本人が「**自身の申請に必要な書類の確認**」を行います。

申請種別による必要な書類の違い（例）



申請に必要なとなる書類確認の例（1）

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

失効申請以外は、申請書に顔写真を貼付いただく必要があります。
顔写真は6ヶ月以内に撮影したパスポートサイズのもので、パスポート申請と同じ基準で撮影された顔写真が必要です。
詳細は、外務省等のホームページをご覧ください。
外務省HP（参考）：http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html

新規申請

初めて申請される方向けの申請になります。
画面内容に従って進行してください。

継続・再発行申請

資格証を一度発行し、継続・再発行をされる方の申請になります。
画面内容に従って進行してください。

失効申請

資格証の紛失や破損、資格証が不要になった方の申請になります。
画面内容に従って進行してください。

戻る

公益社団法人 日本薬剤師会

該当する区分を選択します。
(最初は新規申請。)

申請に必要なとなる書類確認の例（2）

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

申請書提出の際に必要な書類を確認いたします。
当てはまる選択肢をクリックしてください。
チェックを入れた選択肢から必要書類を表示します。

薬剤師資格証に記載する希望姓名を以下から選択してください。

選択肢

- 現姓（本名）
- 旧姓・旧名
- 通名

戻る 次へ

公益社団法人 日本薬剤師会

設問に対して該当するものをチェックすると、次の設問が現れます。

申請に必要なとなる書類確認の例（3）

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

申請区分：A新規申請

この画面を印刷し、有効期限内の必要書類・写真をご用意ください。

書類・写真が揃いましたら、再度、「日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス」のホームページに行き、「2.申請書の作成」にお進みください。

なお、顔写真は6ヶ月以内に撮影したパスポートサイズのもので、パスポート申請と同じ基準で撮影された顔写真が必要です。詳細は、外務省等のホームページをご覧ください。

外務省HP（参考）：http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html

申請に必要な書類の一覧が表示されます。

1. 発行申請書
2. 住民票の写し（発行日から3ヶ月以内かつ、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの）
3. 運転免許証（有効期限内のもの）
4. 薬剤師免許証の原本
5. 顔写真(6ヶ月以内のもの)

戻る

TOP画面へ

申請に必要なとなる書類の確認手順は以上になります。
次は発行申請書の作成です。

発行申請書作成の例（1）

- 申請に必要な書類を確認した後、申請者は「発行申請書」を作成します。
- 発行申請書も、書類確認と同じ専用のWeb画面から作成します。

12. 本人限定受取郵便で薬剤師資格証が届く。

13. 受領証を返送する。

1.申請前の準備

最初に、「1.申請前の準備」で、申請に必要な書類等を確認してください。
確認の最後に、必要書類一覧が表示されますので、画面を印刷するなどして保存されることをお勧めします。

①申請前の準備

2.申請書の作成

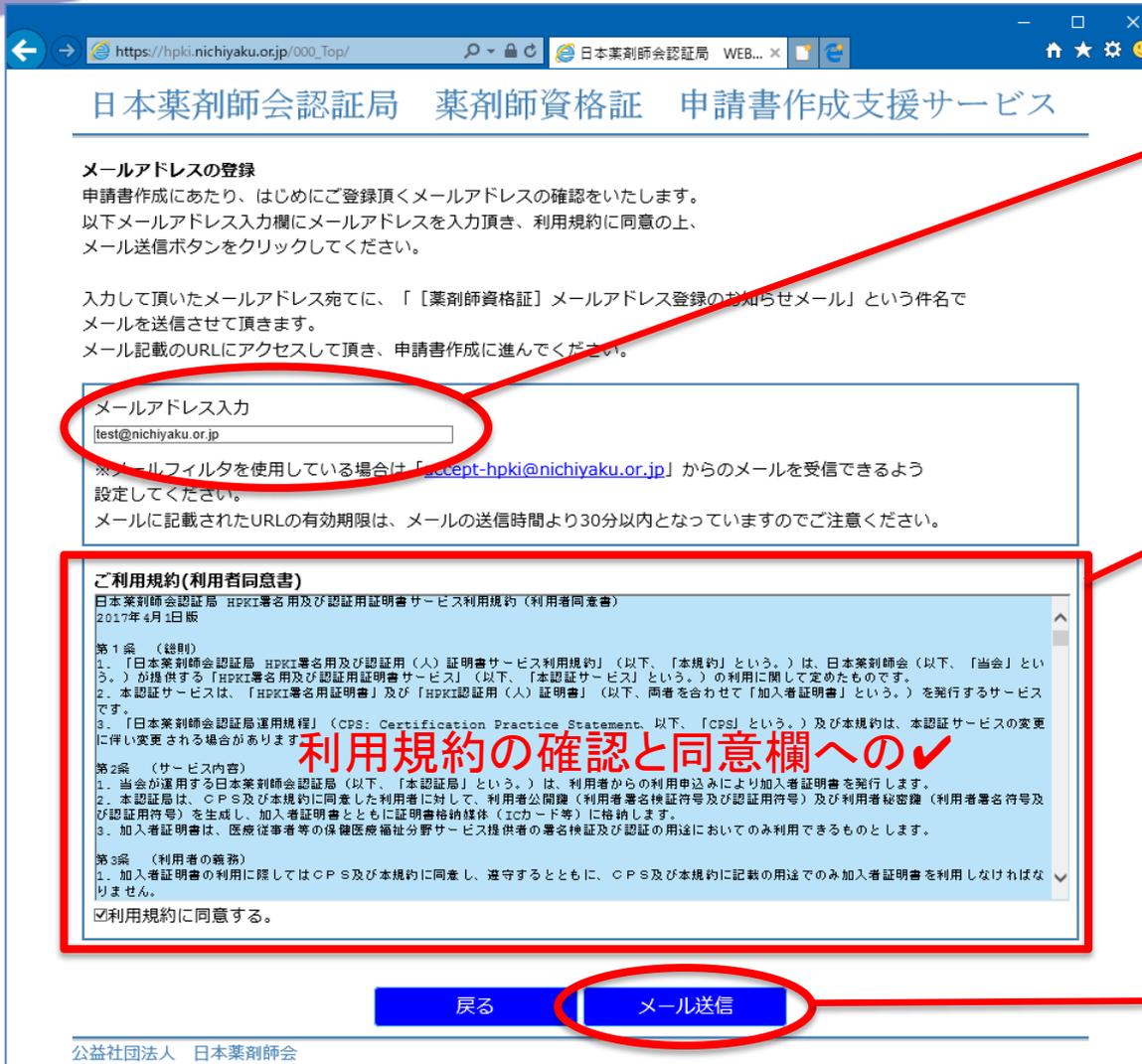
上記「1.申請前の準備」がお済みになり、申請に必要な書類をご用意頂いた方は「2.申請書の作成」へお進みください。
申請書の作成では、初めに本会からの連絡先としてご登録頂くメールアドレスの確認をいたします。
有効なメールアドレスをご用意いただき、「accept-hpki@nichiyaku.or.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。
申請書の作成の最後に申請書がPDFでダウンロードされますので必ずPCに保存してください。
申請書の作成の途中で画面を閉じたり等で中断した場合は、最初から再度実施してください。
途中で保存することは出来ませんのでご注意ください。

②申請書の作成

公益社団法人 日本薬剤師会

専用Web画面の「②申請書の作成」より、発行申請書の作成画面に進みます。

発行申請書作成の例 (2)



日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

メールアドレスの登録
申請書作成にあたり、はじめにご登録頂くメールアドレスの確認をいたします。
以下メールアドレス入力欄にメールアドレスを入力頂き、利用規約に同意の上、メール送信ボタンをクリックしてください。

入力して頂いたメールアドレス宛てに、「【薬剤師資格証】メールアドレス登録のお知らせメール」という件名でメールを送信させていただきます。
メール記載のURLにアクセスして頂き、申請書作成に進んでください。

メールアドレス入力
test@nichiyaku.or.jp

※メールアドレスを入力している場合は「accept-hpki@nichiyaku.or.jp」からのメールを受信できるように設定してください。
メールに記載されたURLの有効期限は、メールの送信時間より30分以内となっていますのでご注意ください。

ご利用規約(利用者同意書)
日本薬剤師会認証局 HPKI署名用及び認証用証明書サービス利用規約 (利用者同意書)
2017年4月1日版

第1条 (総則)
1. 「日本薬剤師会認証局 HPKI署名用及び認証用(人)証明書サービス利用規約」(以下、「本規約」という。))は、日本薬剤師会(以下、「当会」という。))が提供する「HPKI署名用及び認証用証明書サービス」(以下、「本認証サービス」という。))の利用に関して定めたものです。
2. 本認証サービスは、「HPKI署名用証明書」及び「HPKI認証用(人)証明書」(以下、両者を合わせて「加入者証明書」という。))を発行するサービスです。
3. 「日本薬剤師会認証局運用規程」(CPS: Certification Practice Statement、以下、「CPS」という。))及び本規約は、本認証サービスの変更に伴い変更される場合があります。

第2条 (サービス内容)
1. 当会が運用する日本薬剤師会認証局(以下、「本認証局」という。))は、利用者からの利用申込みにより加入者証明書を発行します。
2. 本認証局は、CPS及び本規約に同意した利用者に対して、利用者公開鍵(利用者署名検定符号及び認証用符号)及び利用者秘密鍵(利用者署名符号及び認証用符号)を生成し、加入者証明書とともに証明書格納媒体(ICカード等)に格納します。
3. 加入者証明書は、医療従事者等の保健医療福祉分野サービス提供者の署名検定及び認証の用途においてのみ利用できるものとします。

第3条 (利用者の義務)
1. 加入者証明書の利用に際してはCPS及び本規約に同意し、遵守するとともに、CPS及び本規約に記載の用途でのみ加入者証明書を利用しなければなりません。

利用規約に同意する。

戻る | **メール送信**

公益社団法人 日本薬剤師会

メールアドレスの登録画面に進みますので、メールアドレスを入力します。

利用規約を確認して同意したら「利用規約に同意する」を✓します。

「メール送信」のボタンが選択できるようになりますので、クリックします。

発行申請書作成の例 (3)



お気に入り

受信トレイ

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

Infected Items

RSS フィード

送信トレイ

迷惑メール

検索フォルダー

現在のメールボックスの検索 (Ctrl+E)

現在のメールボックス

すべて 未読

日付 日付の新しいアイテム ↓

今日

accept-hpki@nichiyaku.or.jp
【薬剤師資格証】メールアドレス登録のお知らせメール 13:52
メールアドレス登録完了のお知らせ

返信 全員に返信 転送

accept-hpki@nichiyaku.or.jp 13:52
【薬剤師資格証】メールアドレス登録のお知らせメール

メールアドレス登録完了のお知らせ

ご利用頂き誠にありがとうございます。
メールアドレス登録が完了いたしましたのでお知らせいたします。

下記 URL より本申請申し込み手続きが行えますので、
アクセスを宜しくお願い致します。

https://hpki.nichiyaku.or.jp/300_ConsentConfirm/ConsentConfirm.aspx?mail=nABCl252fPyVaug1dOftni6oAm6uA90zkEo%252fKCsJG253d&time=GWskPALDzrb5Rdm9fi292HZ8

※上記 URL の有効期限は、メールの送信時間より 30 分以内となっておりますのでご注意ください。

■本メールは送信専用です。ご返信頂いてもお答えできませんのでご了承ください。

■ご質問等ありましたらこちらに直接ご連絡お願い致します。
hpki@nichiyaku.or.jp

指定されたアドレスにメールが送信されますので、受信してメールに記載されたURLをIE11で開きます。

発行申請書作成の例（4）



日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

申請書作成
申請書の作成を行います。
画面内容に従って進行し、必要項目を入力してください。

ご利用規約(利用者同意書)
日本薬剤師会認証局 HPKI署名用及び認証用証明書サービス利用規約(利用者同意書)
2017年4月1日版

第1条 (総則)
1. 「日本薬剤師会認証局 HPKI署名用及び認証用(人)証明書サービス利用規約」(以下、「本規約」という。)は、日本薬剤師会(以下、「当会」という。)が提供する「HPKI署名用及び認証用証明書サービス」(以下、「本認証サービス」という。)の利用に関して定めたものです。
2. 本認証サービスは、「HPKI署名用証明書」及び「HPKI認証用(人)証明書」(以下、両者を合わせて「加入者証明書」という。)を発行するサービスです。
3. 「日本薬剤師会認証局運用規程」(CPS: Certification Practice Statement. 以下、「CPS」という。)及び本規約は、本認証サービスの変更に伴い変更される場合があります。

利用規約の再確認

第2条 (サービス内容)
1. 当会が運用する日本薬剤師会認証局(以下、「本認証局」という。)は、利用者からの利用申込みにより加入者証明書を発行します。
2. 本認証局は、CPS及び本規約に同意した利用者に対して、利用者公開鍵(利用者署名検証符号及び認証用符号)及び利用者秘密鍵(利用者署名符号及び認証用符号)を生成し、加入者証明書とともに証明書格納媒体(ICカード等)に格納します。
3. 加入者証明書は、医療従事者等の保健医療福祉分野サービス提供者の署名検証及び認証の用途においてのみ利用できるものとします。

第3条 (利用者の義務)
1. 加入者証明書の利用に際してはCPS及び本規約に同意し、遵守するとともに、CPS及び本規約に記載の用途でのみ加入者証明書を利用しなければなりません。

私は、上記申請者同意書に

公益社団法人 日本薬剤師会

利用規約を再確認します。

「同意します」をクリックします。

発行申請書作成の例（5）



https://hpki.nichiyaku.or.jp/300_ConsentConfirm/ 日本薬剤師会認証局 WEB... x

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

申請書類確認で確認した申請区分を以下から選択してください。

- A : 新規申請
- B : 継続申請
- C-1 : 再発行 (破損)
- C-2 : 再発行 (券面・証明書変更)
- C-3 : 再発行 (失効後)
- D-1 : 再発行 (紛失)
- D-2 : 再発行 (券面・証明書変更)
- D-3 : 再発行 (失効後)

戻る

公益社団法人 日本薬剤師会

該当する区分を選択します。
(ここでは新規申請。)

発行申請書作成の例 (6)

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

申請区分「A：新規申請」の申請情報入力ページです。
以下入力欄に必要な情報を入力してください。
グレーで入力できない欄につきましては入力不要の項目となります。

【申請者登録情報】

氏名	漢字	必須 全角文字	姓	<input type="text"/>	名	全角文字
	フリガナ	必須 全角カナ	姓	全角カナ	名	全角カナ
	ローマ字	必須 半角英字	姓	半角英字	名	半角英字
<input type="button" value="カナ⇒ローマ字表記変換"/> ←フリガナ入力後クリック						
生年月日	必須	昭和	30 (1955)	年	1	月
性別	必須	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性				
住民票記載住所	郵便番号	必須 半角数字	XXX-XXXX		<input type="button" value="住所変換"/>	←郵便番号入力後クリック
	都道府県	必須	北海道			
	市区町村	必須 全角文字	全角文字			
	番地・その他	必須 全角文字	全角文字			
薬剤師名簿登録番号	必須 半角英数字	第	半角英数字		号	
薬剤師名簿登録年月日	必須	昭和	30 (1955)	年	1	月
日本薬剤師会会員区分	必須	<input type="radio"/> 会員 <input type="radio"/> 非会員 <input type="radio"/> 入会手続き中				

必要事項の入力

【薬剤師資格証の記載氏名及び送付先】

薬剤師資格証記載氏名	必須	<input checked="" type="radio"/> 現姓（本名） <input type="radio"/> 旧姓・旧名 <input type="radio"/> 通名
	必須	<input type="radio"/> 住民票記載住所 <input type="radio"/> 薬剤師資格証送付先住所

申請者情報の登録画面になりますので、揃えた申請書類を確認しながら、必要な事項を入力していきます。

発行申請書作成の例 (8)

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 発行申請書(新規)

① 申請情報

申請日 2017/08/22
申請区分 A: 新規
カードID JPA

申請者氏名 (自署) **本田 顕子**
(本名・現姓)

② 申請者登録情報

フリガナ	セイ	ホンダ	メイ	アキコ
漢字	姓	本田	名	顕子
ローマ字	Sur Name	Honda	Given Name	Akiko
生年月日	昭和46年9月29日		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女
住所	〒1608389 東京都 新宿区 四谷三丁目三番一号			
薬剤師名簿登録番号	第 000001 号	薬剤師名簿登録年月日	平成10年1月1日	
日本薬剤師会会員区分	<input checked="" type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 入会手続き中 <input type="checkbox"/> 非会員			

③ カード発行情報

暗証番号 **1193** (カードを利用するための暗証番号です。任意の数字4桁を記入ください。暗証番号は0000や生年月日などにならないでください。)

薬剤師資格証記載氏名選択 現姓(本名) 旧姓・旧名 通名

氏名(旧姓・旧名) or 氏名(通名)

フリガナ セイ メイ
漢字 姓 名
ローマ字 Sur Name Given Name

住所 申請者住民票住所と同じ その他住所
〒1608389 東京都 新宿区 四谷三丁目三番一号

カード送付先住所 (組織名) (部署名)

④ 連絡先住所

申請者住民票住所と同じ カード送付先住所と同じ その他住所

連絡先住所
〒1608389 東京都 新宿区 四谷三丁目三番一号
(組織名) (部署名)

電話番号 0333511170 FAX番号
メールアドレス webmaster1@nichiyaku.or.jp

写真は以下の内容を確認し、日本薬剤師会認証局に薬剤師資格証を申し込みます。
『日本薬剤師会認証局運用規程(CPS)』及び『日本薬剤師会認証局利用規約』に同意します。
・顔写真、氏名、生年月日、薬剤師名簿登録番号が薬剤師資格証の券面に記載されることに同意します。

◆認証局使用欄

WEB申請ID	JPA_201708220001	受付番号	
◆LRA確認欄		◆日本薬剤師会確認欄	
確認日		確認日	
照査日		照査日	

Ver1.0

ダウンロードしたPDFを印刷し、発行申請書に必要な追記等を行います。

自署で署名。

暗証番号(数字4桁)記入。

顔写真(6ヶ月以内のもの)を貼付。

以上で発行申請書の作成は終了です。

薬剤師資格証発行までの全般的な流れ



②書類等の持参

- 必要書類（例）
 - ・ 発行申請書
 - ・ 住民票の写し
 - ・ 本人確認書類（運転免許証等）
 - ・ 薬剤師免許証
 - ・ 顔写真

申請書類をもって
来ました。



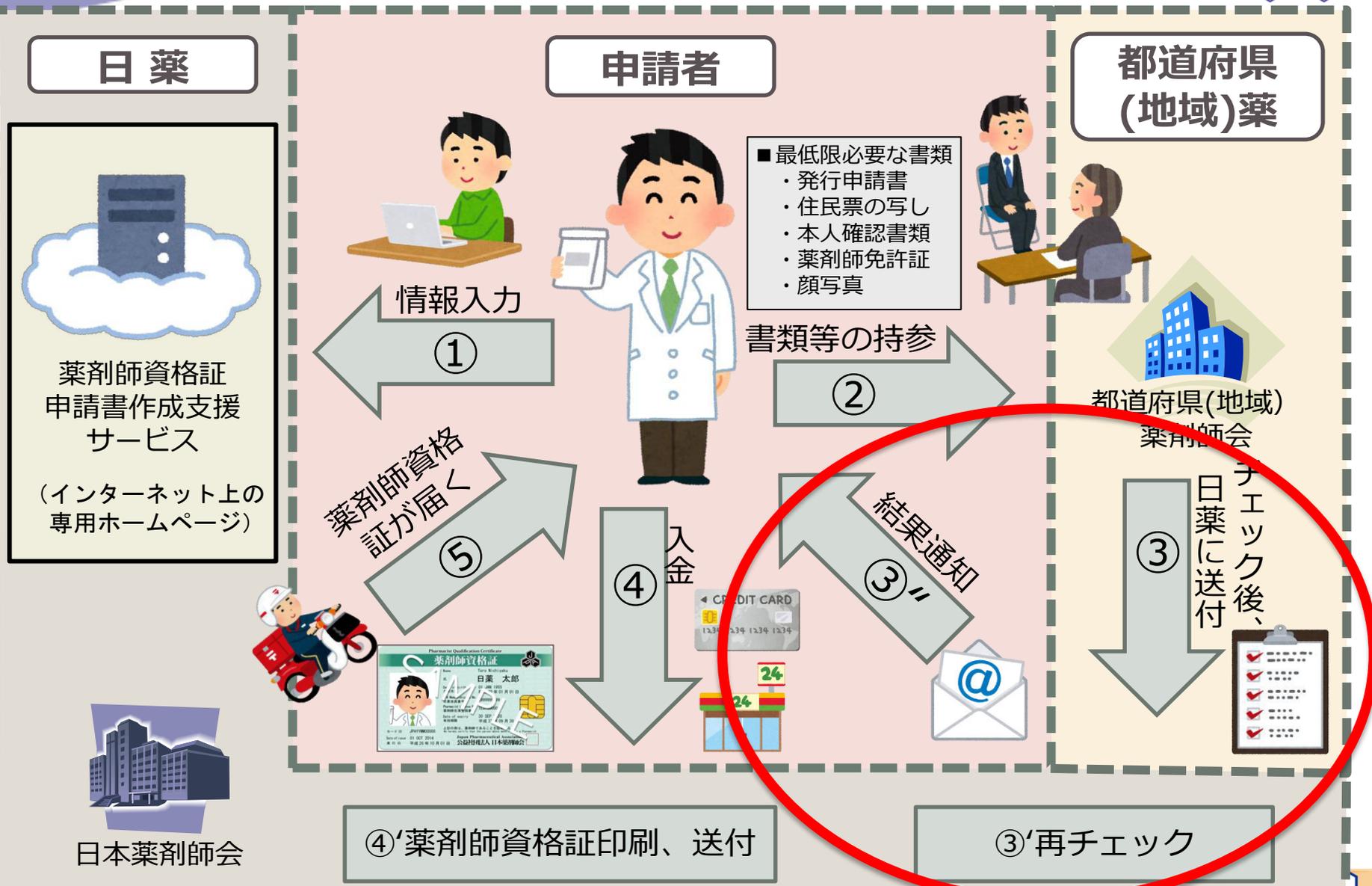
確認させていた
だきます。

申請者は、先の手順で作成した「発行申請書」と「申請に必要な書類」を都道府県薬剤師会（地域薬剤師会）の窓口を持参します。

窓口では、書類や記載事項に漏れ等がないかをチェック（※）して、問題がなければ書類を受け付けます。

（※）チェックの詳細は後述。

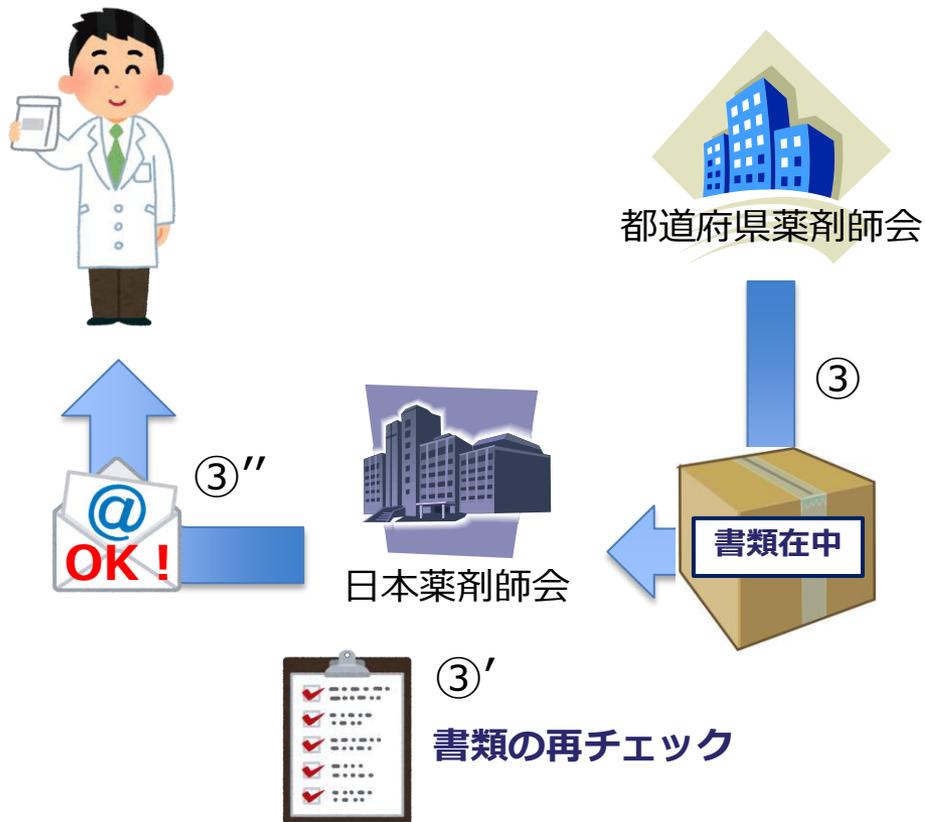
薬剤師資格証発行までの全般的な流れ



③ 日薬へ送付

③' 再チェック

③'' 結果通知

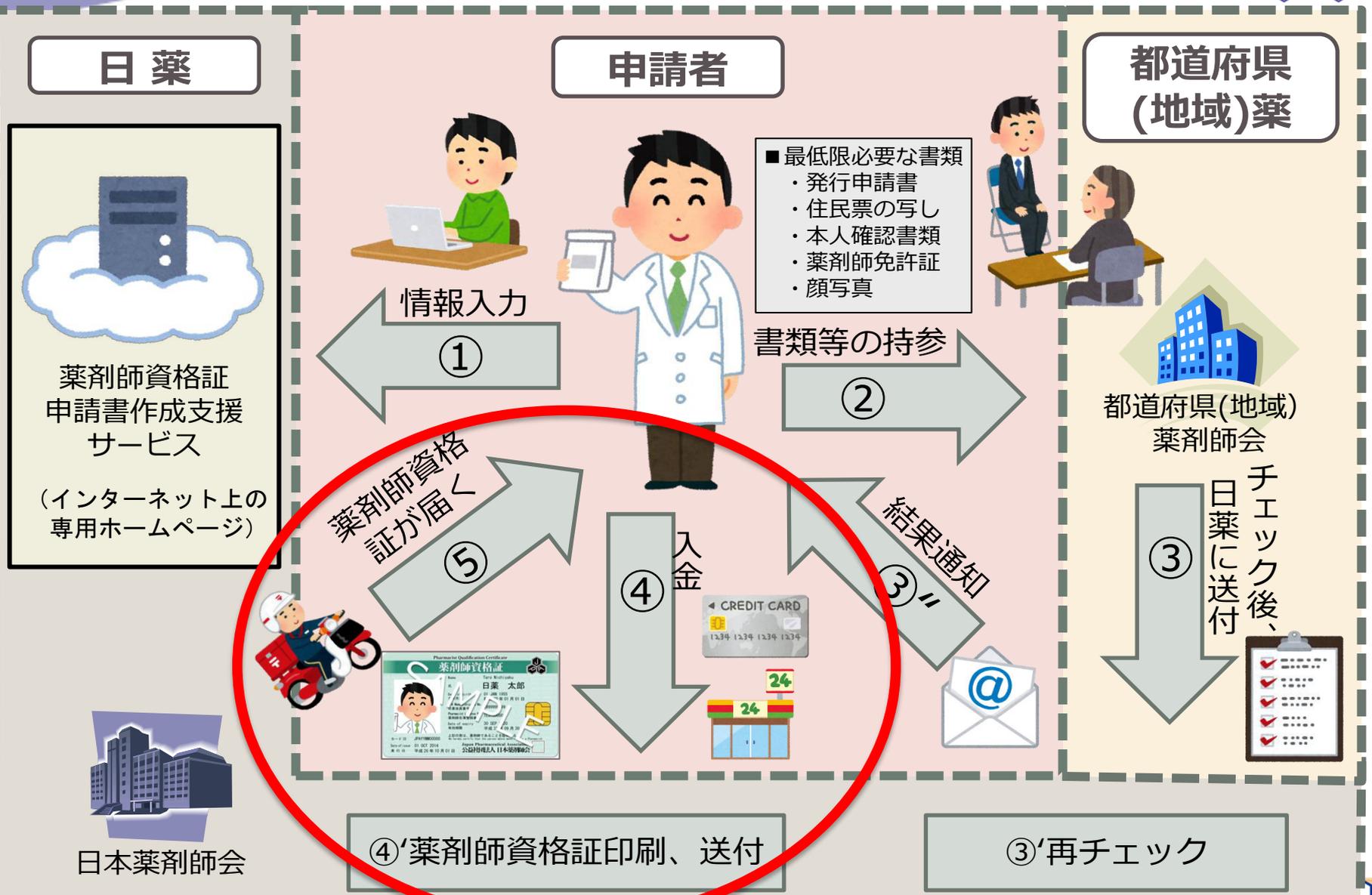


③ 都道府県薬剤師会は、受けとった書類を再度チェックし、日薬に送付します。

③' 日薬では都道府県薬剤師会が行ったのと同様にチェックを行います。

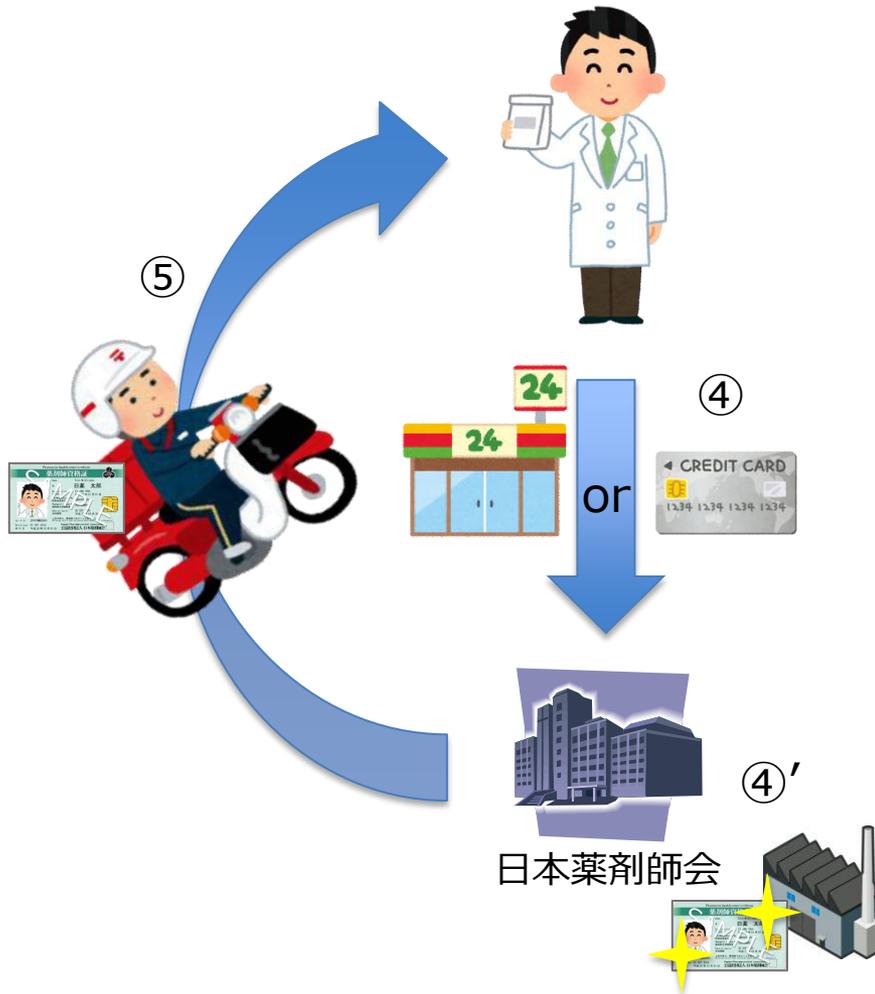
③'' 問題がなければ、日薬から申請者宛に、発行可能な旨と入金依頼のメールが送信されます。

薬剤師資格証発行までの全般的な流れ



④入金 ④'薬剤師資格証印刷、送付

⑤薬剤師資格証が届く



④申請者は、所定の金額をクレジットカード決済またはコンビニ振り込みで支払います。

④'日薬では入金確認後、薬剤師資格証の券面印刷・作成を行います。

⑤「本人限定受取郵便（特例型）」にて薬剤師資格証が申請者に届きます。

申請者は同封の受領証を返送し、発行の一連の流れが終了です。

■ 薬剤師資格証の価格（定価：非会員）

カード発行費： 8,000円（通常更新の場合、5年毎に必要）

年間運用費： 12,000円

※通常更新の場合の支払い例（カード有効期限は5年）

	カード発行費	年間運用費	合計
初年度	8,000	12,000	20,000
2～5年度	-	12,000	12,000
更新時	8,000	12,000	20,000

通常の更新でも、5年毎にカード発行費がかかる。

● 運用の詳細

発行種別		カード発行費	有効期限
新規発行		取る（カード発行費として）	新たに5年
期限内の更新		取る（カード発行費として）	新たに5年
再発行	失効後	取る（カード発行費として）	新たに5年
	券面・証明書変更	取る（カード発行費として）	新たに5年
	紛失後	取る（カード発行費として）	新たに5年
	破損後	取る（カード発行費として）	新たに5年

■ 薬剤師資格証の会員価格

初年度費用：12,000円（カード発行と年間運用を含めた価格）

年間運用費：6,000円（通常更新なら以後ずっと同じ額）

※通常更新の場合の支払い例（カード有効期限は5年）

	初年度費用	年間運用費	合計
初年度	12,000	-	12,000
2～5年度	-	6,000	6,000
更新時	-	6,000	6,000

通常更新であれば更新時でも、いわゆるカード発行費は不要。

● 運用の詳細

発行種別		カード発行費相当額	有効期限
新規発行		取る（初年度費用として）	新たに5年
期限内の更新		取らない	新たに5年
再発行	失効後	取る（初年度費用として）	新たに5年
	券面・証明書変更	取る（初年度費用として）	新たに5年
	紛失後	取る（初年度費用として）	新たに5年
	破損後	取らない	4年以上5年以内で年間運用費のキリのよい時※

※H29/4/1発行（有効期限H34/3/31）の薬剤師資格証が、H30/5/20に破損した場合、H30/5/21を発行日とし、H35/3/31（4年10ヶ月と10日後）を有効期限とする。こうすれば、年間運用費のキリと薬剤師資格証の有効期限がズレない。

本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証の発行に至るまで
2. 都道府県薬剤師会との連携
3. 申請から発行までの流れ
- 4. 今後の検討課題**

- 簡単に読み出せる領域に格納する情報とその利用法
 - 薬剤師資格証発行時にカード内の簡単な仕掛けで読み出せる領域に一定の情報をすでに格納しているが、どんな利用を想定するか。
- 普及促進のために必要な資料をどう取り揃えるか
 - 都道府県薬剤会向けマニュアル、会員向けリーフレット等
- 非会員から会員になった人の費用の取扱い

大きい話

- 電子証明書を使ってできること
 - 地域医療情報連携基盤へのログイン
 - 電子処方箋に調剤済み印として押印する
 - 薬剤師として押印している書類を電子的に発行する場合
- 券面でできること（民間発行なので限界あり）
 - 薬剤師であることの確認
 - 身分の提示



- 利用シーンが目前に迫っているわけではない。
- 電子処方箋の実証事業等では必須だが、普及への効果は？
- 何をキーワードに普及に務めるかが課題



ご静聴ありがとうございました。

検討事項も山積みの状態ですが、今後の地域医療情報連携基盤等の進展や電子処方せんの発行に鑑み、着実に対応する予定です。